

第9次雇用対策基本計画の概要

－今後の労働市場・働き方の展望と対策の方向－

〔平成11年8月13日〕
閣議決定

雇用対策基本計画は、雇用対策法に基づき、雇用の創出・安定や、労働者の就業能力の向上等について、基本的な施策を定めるもの

(今次計画の期間は、1999年から21世紀初頭までの10年間程度)

21世紀初頭の10年間の環境変化

(労働力需要)

経済のグローバル化、情報化やサービス経済化の一層の進展、規制改革などにより経済・産業構造が大きく転換

(労働力供給)

我が国において、初めて労働力人口の減少が現実のものとなる

足元の課題

経済の回復、雇用の改善を早期に実現し、国民の雇用や生活に対する不安の払拭に努める

(緊急雇用対策の実施)

(今次計画の課題)

労働市場の構造変化に的確に対応して、積極的に雇用の創出・安定を図り、人々の意欲と能力が活かされる社会の実現を目指すこと

完全失業率については、できる限り低くするよう努める

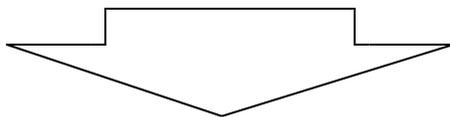
(今次計画の重点)

第1は、経済・産業構造の転換に的確に対応して、雇用の創出・安定を図ること

第2は、個々人の就業能力を向上させるとともに経済社会の発展を担う人材育成を推進すること

第3は、人々の意欲と能力が活かされる社会の実現を目指すこと

第4は、国際的視野に立って雇用対策を展開していくこと



以下のような施策の強力な展開を図る

- 1 雇用の創出・安定
- 2 経済社会の発展を担う人材育成の推進
- 3 労働力需給調整機能の強化
- 4 高齢者の雇用対策の推進
- 5 若年者の雇用対策
- 6 個人が主体的に働き方を選択できる社会の実現
- 7 安心して働ける社会の実現
- 8 特別な配慮を必要とする人達への対応
- 9 国際化への対応

(参考) 2010年頃の完全失業率の見通し

本計画期間においては、労働市場が大きな構造変化に直面する中で、労働力需給のミスマッチが拡大し失業がさらに増大する可能性。

こうした中、2010年頃の完全失業率は3%台後半～4%台前半と見込まれるが、適切な経済運営に努め、持続的、安定的な経済成長の実現を図るとともに、新規雇用機会の創出、職業能力開発や職業能力評価の充実、労働力需給の調整機能の強化を図ること等により、できる限り低くするよう努める。